

ユニバーサルデザインタクシー 普及促進事業費補助金のご案内

県では、ユニバーサルデザインタクシー車両を導入するタクシー事業者及びリース事業者に対して、車両購入費用の一部を補助する制度を実施しています。

ユニバーサルデザインタクシーとは

ユニバーサルデザインタクシーは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい「みんなにやさしい新しいタクシー車両」であり、誰もが普通に使える一般のタクシーです。



補助対象事業者

- ・宮城県内に営業所を有するタクシー事業者
- ・タクシー事業者に車両を貸与するリース事業者

※ 県内に住所（事務所又は事業所）を有すること、暴力団関係者でないことなどの要件があります。
詳しくは、「補助事業実施の手引き」をご確認ください。

補助対象経費

- ・ユニバーサルデザインタクシーの**車両本体の購入に要する経費**（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）

補助対象車両

- ・以下全ての要件を満たすユニバーサルデザインタクシー
 1. 国の「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」に基づく認定を受けた車両であること
 2. 宮城県内に使用の本拠を置く車両であること
 3. タクシー事業を行うために使用する車両であること
 4. 新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く）であること
 5. 本補助金の交付を過去に受けたことが無い車両であること

補助金の額

※令和4年度に限り、補助額を増額します。

	区分	補助上限額	
①	国の補助(※)を受ける場合	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 県補助金 40万円 </div> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 参考：国補助(※) 60万円（想定） </div> </div>	県・国合計 100万円
②	国の補助(※)を受けない場合	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ②-1：県補助金 80万円 </div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; border: 2px dashed black;"> +20万円 </div> </div>	県単独 80万円、 又は、100万円

※国の補助とは、国土交通省が実施する以下の補助金です。
 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
 なお、記載の国補助上限額60万円はR3実績をもとにした現時点での想定

②-2：年度当初に購入が必要な場合や国の補助(※)を要望したものの受けられなかった場合の加算。
 詳細はお問い合わせください

補助金申請手続

- ・補助金の申請手続は以下のとおりです。
- ・補助金の申請にあたっては、「**補助事業実施の手引き**」をご確認ください（県ホームページ参照）。

注意事項

- ・必ず**車両の導入（車両の発注、車両登録、代金支払等）の前に補助金交付申請**をしてください。
- ・**県の交付決定前に車両の導入をした場合には、補助対象外**となります。

受付期間

令和4年4月1日（金曜日）から
令和5年1月31日（火曜日）まで

- ※ **受付期間内であっても、
予算がなくなり次第、受付を終了します。**

提出方法

申請書類は、**原則郵送**で提出願います。

- ※ **郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残る方法**によりお願いします。
- ※ **持参を希望される場合は、事前に下記連絡先まで来庁日時をご連絡**いただきますようお願いいたします。

必要書類

補助金の申請時に提出が必要な書類は、以下のとおりです。

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
 2. 事業計画書（様式第1号別紙1）
 3. 研修計画等申告書（様式第1号別紙2）
 4. 誓約書（様式第1号別紙3）
 5. 役員等名簿（様式第1号別紙4）
 6. 貸与料金算定根拠明細書（様式第1号別紙5）（リース事業者が申請する場合）
 7. 車両代金見積書の写し
 8. 国の交付決定通知の写し（国補助を受ける場合）
 9. 登記事項証明書（法人の場合）
 10. 住民票の写し（個人の場合）
 11. 県税の納税証明書
 12. 補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
 13. その他知事が必要と認める書類（補助金の額の②-2に該当する場合はその内容がわかる資料を添付）
例：車検満了日が令和4年4月～7月の車検証の写し、国の補助の要望の写しなど
- ※ 補助対象車両の所有形態（タクシー事業者が自己所有する場合、リース事業者が所有しタクシー事業者に貸与する場合）により提出書類が異なります。詳細については、「**補助事業実施の手引き**」をご確認ください。

申請書類の提出先・お問い合わせ先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階北側）

宮城県経済商工観光部 自動車産業振興室 企画班 UDタクシー補助事業担当

Tel：022-211-2724

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始12月28日～1月3日を除く）

午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

補助金の申請にあたっては、
県ホームページに掲載されている「**補助事業実施の手引き**」をご確認ください。

「**宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金**」のご案内

[https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jidousha/
udtaxi.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jidousha/udtaxi.html)

